

(平成30年度版)

「第5次日向市男女共同参画プラン」

関連事業実施状況報告書



宮崎県日向市

目 次

1	作成の趣旨	
	○本報告書の構成	1
2	基本的事項	
	○基本理念	1
	○基本目標	1
3	計画の体系	2
4	事業実施状況（主要課題別 平成30年度取組実績）	
	基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた基盤整備	
	主要課題1 男女共同参画の浸透を図る教育・学習機会の充実	3
	主要課題2 「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実	4
	主要課題3 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し	5
	基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍 ※「女性活躍推進法に基づく日向市推進計画」	
	主要課題4 働く場における女性参画推進と「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備	6
	主要課題5 多様化する家族形態への対応と困難を抱えた人に対する環境整備	8
	主要課題6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	9
	主要課題7 男女共同参画の視点に立った地域づくり・防災体制の推進	10
	基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現	
	主要課題8 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備	12
	主要課題9 セクシュアルハラスメント及び性犯罪の防止	16
	主要課題10 生涯を通じた心身の健康保持の支援	17
5	総括	19
	【資料】	
	用語解説	20

1 作成の趣旨

この報告書は、「日向市男女共同参画推進条例（平成20年4月1日施行）」第24条に基づき、平成29年3月に策定した「第5向日向市男女共同参画プラン」（以下「第5次プラン」という。）関連事業の推進状況を明らかにし、公表するものです。

○本報告書の構成

第5次プランでは、「日向市男女共同参画推進条例」に規定されている7つの理念（以下「基本理念」という。）に基づき、3つの基本目標を定め、それぞれの目標に主要課題を設けて各種施策の推進を図っています。[→体系図 P2]

本報告書は、前述の基本目標に掲げられた主要課題ごとに取り組む事業【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】別に、その主な事業実績及び現状と課題をまとめ、併せて数値目標の進捗状況を掲載する形で構成しています。

2 基本的事項

○基本理念

「日向市男女共同参画推進条例」には、男女共同参画社会の形成について、次の7つの基本理念が規定されています。これらの基本理念に基づいて取組を進めることにより、性別にかかわらず全ての人が、人権を尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

- 全ての人の人権の尊重（第3条）
- 社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）
- 政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）
- 多様な活動に参画する機会の確保（第6条）
- 性の尊重に基づく健康への配慮（第7条）
- 教育における配慮（第8条）
- 国際理解及び国際協力（第9条）

○基本目標

第5次プランでは、男女共同参画社会を形成する上でその根底をなす基本理念「男女の人権の尊重」が、家庭・学校・地域・職場その他の社会のあらゆる分野で実践される活動に貫かれるよう、市民一人ひとりの意識に深く浸透することを目指し、次の3つの基本目標を定めています。

- (1) 男女共同参画社会に向けた基盤整備
- (2) あらゆる分野における女性の活躍
- (3) 安全・安心な暮らしの実現

なお、これら3つの基本目標に基づく主要課題を体系づけたものが次の「体系図」です。

3 計画の体系

キャッチフレーズ 「一人ひとりが大切にされるまち日向市」を目指して

基本 理 念	○全ての人の人権の尊重	○社会における制度又は慣行についての配慮
	○政策等の立案及び決定への共同参画	○多様な活動に参画する機会の確保
	○性の尊重に基づく健康への配慮	○教育における配慮
	○国際理解及び国際協力	

男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備・強化

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた基盤整備

主要課題1 男女共同参画の浸透を図る教育・学習機会の充実

主要課題2 「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実

主要課題3 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍

※「女性活躍推進法に基づく日向市推進計画」

主要課題4 働く場における女性参画推進と「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備

主要課題5 多様化する家族形態への対応と困難を抱えた人に対する環境整備

主要課題6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

主要課題7 男女共同参画の視点に立った地域づくり・防災体制の推進

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

主要課題8 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備

※「第2向日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」

主要課題9 セクシュアルハラスメント及び性犯罪の防止

主要課題10 生涯を通じた心身の健康保持の支援

4 事業実施状況（主要課題別 平成30年度取組実績）

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた基盤整備

主要課題1 男女共同参画の浸透を図る教育・学習機会の充実

男女共同参画社会の形成には、市民一人ひとりに男女共同参画意識の浸透を図る必要があります。教育・学習が果たす役割は極めて重要であることから、拠点施設を中心に男女共同参画についての情報提供や各種講座の実施を通じて男女共同参画意識の浸透を図るとともに、誰もが生涯にわたり、男女共同参画について教育が受けられ学習ができる機会を提供しました。

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】平成30年度の主な実績

■ 日向の子どもたちの未来づくり（学校教育課）

○よのなか教室 開催数：136回

（小学校90回、中学校34回、高等学校12回） 参加者：10,508人（累計）

■ 男女共同参画に関する講座の開催（地域コミュニティ課）

○男女共同参画基礎講座 開催数：3回 参加者：延べ55人

○出前講座 開催数：5回 参加者：271人

○体験型事業 開催数：5回 参加者：71人

○暮らしの中の男女共同参画講座 開催数：1回 参加者：13人

○日向ひまわりフォーラム 1月12日（土） 谷口真由美さん講演会 参加者：252人

■ 男女共同参画関連図書等の整備・充実（図書館）

啓発週間に併せた図書の展示（男女共同参画週間啓発パネル展）（7/3～7/15）

■ 市職員に対する男女共同参画の研修（職員課、地域コミュニティ課）

「男女共同に関する職員研修」

開催数：1回 参加者 78名（うち市職員50人）

対象：市職員及び自主防災会などの関係者

講師：藤井宥貴子さん 演題：「男女共同参画の視点でみる熊本地震」

■ 男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実（文化生涯学習課）

自主学級の活動目標の一つである「人権問題」の学習として人権講座を4回開催し「LGBT」などを学んだ。また、家庭教育学級3教室が「ジェンダー教育」として、講師を招き、学習を行った。

■ メディア・リテラシー*養成（地域コミュニティ課、文化生涯学習課、学校教育課）

家庭教育学級3教室が「SNSと上手に付き合う方法」というテーマでの学習を行った。

（主な現状と課題）

○キャリア教育支援センターとの連携により、各学校における「よのなか教室」の実施回数も増えてきている。今後は、学習のねらいを達成するため、より効果的な「よのなか教室」の活用の在り方について協議していく必要がある。（学校教育課）

○講座への参加者は徐々に増加しているものの、「男女共同参画」というテーマでは、依然として参加者が集まりにくく、男性や若年層の参加も少ない傾向にある。タイトルや開催時期などへの工夫が必要である。（地域コミュニティ課）

○例年、地域コミュニティ課と連携して、研修に取り組んでいる。今後とも市町村研修センターが行う「女性職員ステップアップ研修」を利用するなど、意識の醸成に努めていきたい。（職員課）

主要課題1 数値目標

	項目	現状 平成27年度	実績 平成29年度	実績 平成30年度	達成率	目標値 令和3年度	数値の 調査方法	数値の 公表頻度
1	固定的性別役割分担意識に捕らわれない市民の割合	50.5%	—	—	—	60%	市民意識調査 (地域コミュニティ課)	5年ごと (次回令和2年度)
2	男女共同参画社会づくり推進ルームの認知度	13.9%	—	—	—	30%	市民意識調査 (地域コミュニティ課)	5年ごと (次回令和2年度)
3	男女共同参画社会づくり推進ルームが主催する講座の受講者数	275人	404人	505人	144.3%	350人	地域コミュニティ課実績データ	毎年
4	よのなか教室の実施校	12/20校	20/20校	20/20校	100.0%	20/20校	学校教育課データ	毎年

基本目標Ⅰ「男女共同参画社会に向けた基盤整備」

主要課題2「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実

私たちの暮らしの中には、「家庭生活の場」や「賃金・待遇などの就労環境」等において、依然として根強く性別に起因する偏見や差別が存在しています。このような現状を踏まえ、市民啓発の講演会、教職員を対象にした人権研修に取り組むとともに、人権教育に「男女の人権の尊重」の視点を加え、男女共同参画概念について理解を深める取組を推進してきました。

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】平成30年度の主な実績

■ 人権教育推進（学校教育課、地域コミュニティ課）

- 人権・同和教育研修会（5月）対象：小中学校管理職
- 人権・同和教育研修会（8月）対象：教職員や学校関係者
- 教職員同和教育研修会（12月）対象：教職員
- 人権・同和教育社会科実践報告会（2月）対象：管理職と社会科担当職員
- 小中学校管内研修（5月）対象：新任学校長及び教頭
（9月）対象：市内新任人権指導主事
- 市役所職員研修（5月）対象：新入職員

■ 人権・同和問題の市民啓発（学校教育課、地域コミュニティ課）

- 日向市人権・同和教育研究大会 8月2日（木）参加者：674人
- 日向市人権・同和問題市民講演会 12月20日（木）参加者：230人
- 人権について考える市民の集い 3月12日（火）参加者：260人

■ 「児童憲章」「子どもの権利に関する条約」の普及・啓発

（地域コミュニティ課、文化生涯学習課、学校教育課、こども課）

- 人権出前講座 全14回 参加者：235人
- 人権講座：テーマ「子どもの人権と児童虐待」参加者数60人
- コンプライアンス研修 対象(回数)：校長(1回) 教頭(2回)
- 児童虐待防止推進月間(11月)における市広報掲載、市役所玄関前での啓発

■ 障がいのある人の権利擁護の推進（福祉課、学校教育課）

- 「2018日向市ふれあいフェスタ」の開催(12月)
- 障害者週間(12月3日～9日)記念事業：障がい者施設等の作品展示(市役所市民ホール)、チラシ配布の街頭啓発活動(イオン日向店)
- 小・中学校へ特別支援教育支援員を配置

■ **人権講座講師の育成（地域コミュニティ課）**

○人権・同和問題啓発講師団研修会（11月、1月）参加者177人

（主な現状と課題）

- 日向市人権・同和教育研究大会については、例年、分科会報告者をできるだけ早く知らせてほしいとの意見が上がる。少しでも早く報告者を確定し、知らせていけるようにしたい。（学校教育課）
- 前年度の課題として挙げた、子どもの人権に特化した講座については開催できた。今後も子どもの人権に対するテーマを講座の一つとして開催したい。（文化生涯学習課）
- 「ふれあいフェスタ」については、実行委員が創意工夫を凝らし、年々充実が図られているものの、1,000人台で推移していた来場者数が、平成30年度は約700人と例年を下回った。さらに存在を周知し、当日来場者数の拡大を図る必要がある。（福祉課）
- 人権・同和問題啓発講師団研修会は、市職員の人権・同和問題に対する学習の機会となっているので継続していきたい。（地域コミュニティ課）

主要課題2 数値目標

	項目	現状 平成27年度	実績 平成29年度	実績 平成30年度	達成率	目標値 令和3年度	数値の 調査方法	数値の 公表頻度
5	人権に関する講演会 などへの参加者数	520人	470人	390人	70.9%	550人	地域コミュニティ課実績データ	毎年

基本目標 I 「男女共同参画社会に向けた基盤整備」

主要課題3 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

私たちの暮らしに関わる制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って作られてきたものではありますが、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるものもあるため、多様な生き方の選択に影響を与えることを認識し、見直していく必要があります。

このようなことから、様々な機会を通じて、男女共同参画についての気づきや理解につながる広報や学習を展開してきました。

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】 平成30年度の主な実績

- **行事・イベントにおける慣行の見直し（関係各課）**
男女共同参画週間（6月23日～29日）におけるパネル展の開催、国・県からの情報掲示
- **性別で分けない名簿（男女混合名簿）の実施（学校教育課）**
性別で分けない名簿（男女混合名簿）を市内全小中学校で実施（平成30年度 2校導入）
- **固定的な性別役割分担意識に捕らわれない進路指導、職場体験実習の実施（学校教育課）**
市内全小中学校で、企業と連携した出前授業の実施、中学校における職場体験学習の実施
- **家事・介護等体験講座の実施（文化生涯学習課、高齢者あんしん課、地域コミュニティ課）**
○家族介護教室を実施した自主学級数：7学級
○地域の男性を主体とした料理教室（東郷地域包括支援センター介護予防教室の取組）
○社会福祉協議会と共催した体験型講座「我がこととしての認知症理解」参加者：25人
- **男性の育児休暇・介護休暇制度の利用促進（地域コミュニティ課、こども課、商工港湾課）**
市庁舎やさんぴあ、雇用情報コーナーにおいて国や県からの情報提供、周知に務めた。
- **パパママ教室の実施（こども課）**
○パパママ教室 開催数：年6回（日曜日）参加者：106人（父：52人、母：54人）

■ 女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」*の推進（職員課）

○男性職員の配偶者出産休暇取得者12人（対象者21人）。うち4人は完全取得（5日間）

（主な現状と課題）

- 性で分けられない名簿の作成・活用等によって、男女共同参画社会についての理解が徐々に深まってきている。（学校教育課）
- よのなか教室や出前授業、職場体験活動を通して、「働くことの意味」「仕事のやりがい」「個性の生かし方」などを学ぶことにより、児童生徒が自分の将来について主体的に考えるきっかけをつくっている。（学校教育課）
- 女性の再就職や就業継続支援及び男性の育児休暇取得等の重要性への認知が企業にも広がっており、引き続き国・県と連携した適切な情報提供に努めていく必要がある。（商工港湾課）
- 配偶者出産休暇の取得率が下がっている（H29=66% H30=57%）。年休による取得も見られるため、制度の周知に努めたい。次年度は、育児参加のための休暇を取得しやすいように妻の出産休暇と別に育児参加休暇を設けることとした。（職員課）

主要課題3 数値目標

	項目	現状 平成27年度	実績 平成29年度	実績 平成30年度	達成率	目標値 令和3年度	数値の 調査方法	数値の 公表頻度
6	「家庭生活の場で男女が平等になっている」と感じる割合	35.9%	—	—	—	50%	市民意識調査 （地域コミュニティ課）	5年ごと （次回令和2年度）
7	市の男性職員の配偶者出産休暇の平均取得日数	2.36日	4.25日	3.57日	71.4%	5日	職員課実績データ	毎年
8	市の男性職員の育児参加のための休暇又は育児休業の取得割合	4%	8%	0%	0%	80%	職員課実績データ	毎年

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍

主要課題4 働く場における女性参画推進と「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備

働きたい人がその能力を十分に発揮することができるよう、性別や雇用・就業形態に関係なく、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）*」を可能にする環境の整備が求められています。そのため、国や県からの情報提供に務め関係機関と連携しながら、就労環境の整備を図るとともに、子育て支援や介護支援など生活環境の充実に取り組んできました。

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】平成30年度の主な実績

■ 企業に対するワーク・ライフ・バランスの推進（商工港湾課、地域コミュニティ課）

- 「社員が輝く！先進企業」認定（1社）サンシャイン学院合同会社
- 企業を対象に「女性が活躍するためのポイントセミナー」を開催

■ 職業訓練に関する情報提供（商工港湾課）

- 日向市地域雇用創造協議会主催により日向市就職説明会を開催（8月、2月）
- ハローワーク日向の求人情報を地域ナレッジ型情報サイト「るーくる」に掲載
- 職業訓練校のパンフレットやチラシを市庁舎内の雇用情報コーナーに設置

■ 起業家への支援（商工港湾課）

- 「ひむか-Biz」「しごと創生拠点」での相談受付 実績：87件（起業関連）
- 創業支援関係会議を開催（月1回）対象：日向商工会議所、東郷町商工会、日本政策金融公庫、ひむか-Biz

- **地域資源（直売・特産品づくり）を生かした活動の推進（観光交流課、ブランド推進課）**
 - グリーンツーリズム事業（門松づくり体験ツアー）開催 参加者 31名
 - 薬草の里づくり事業において、薬膳開発メンバーを編成し、薬草観察会の際の薬膳弁当の提供や試験販売を行った。
- **家族経営協定*締結の促進及び啓発（農業畜産課、農業委員会）**
 - 家族経営協定締結件数：2件
- **誰もが安全で快適に働くための学習機会の提供（農業畜産課）**
 - 「女性交流会」の開催（10月） 参加者：7人（女性農業者）
- **ヘルシースタート事業（こども課）**

子育て世代包括支援センターを設置して母子保健コーディネーターを配置。コーディネーターを中心に、養育に不安や困り感を抱える保護者に対して、産前・産後サポート事業、家族・親子支援プログラムへのつなぎを行った。産後ケア事業の実施：20人(延べ66回)
- **子育て支援の拠点整備（こども課、教育総務課）**
 - 地域子育て支援センター事業 実施機関：日向保育園（委託）
 - つどいの広場事業 実施機関：NPO法人こども遊センター
 - ファミリー・サポート・センター*事業 実施機関：NPO法人こども遊センター
 - 児童館事業 実施機関：日知屋児童センター、大王谷児童館

（主な現状と課題）

- ワーク・ライフ・バランスの推進には、女性の活躍推進、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進、子育てや介護を支援する社会的基盤づくりなど、労使、行政、関係団体、社会全体で取り組んでいくことが必要である。（商工港湾課）
- 現在の薬膳開発メンバーは、薬草観察会の時期のみ活動していることから、今後は、年間を通した活動を行い、販売まで繋げる取組が必要である。また、メンバー全員が女性であるため、構成に配慮する必要もある。（ブランド推進課）
- 家族経営協定については、農業経営改善計画書の更新及び経営相談等の際に併せて協定締結を推進している。対等な経営参画を支援する上では、本制度の周知と協定後のフォローアップ強化が課題である。（農業委員会）
- 女性交流会への参加者の減少が課題。対策として実施内容についてのアンケート調査を行っている。（農業畜産課）

主要課題4 数値目標

	項目	現状 平成27年度	実績 平成29年度	実績 平成30年度	達成率	目標値 令和3年度	数値の 調査方法	数値の 公表頻度
9	「仕事と家庭の両立応援宣言」を行う企業数	34社	48社	57社	95.0%	60社	宮崎県HP （宮崎県商工観光労働部）	毎年
10	家族経営協定締結農家数	23戸	23戸	24戸	96.0%	25戸	家族経営協定及び農村女性登用に関する実態調査 （農業委員会、農業畜産課）	毎年
11	女性活躍推進法における一般事業主行動計画策定届出数（従業員300人以下の企業）	—	0社	5社	25.0%	20社	厚生労働省HP	毎年

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍

主要課題5 多様化する家族形態への対応と困難を抱えた人に対する環境整備

少子高齢化の進行や個人の価値観の多様化に伴い、生活形態や家族形態も変化しています。また、生活上の困難に陥りやすい非正規労働者やひとり親家庭が増加している中で、セーフティネットの機能として、生活上の困難に対する支援とその連鎖を防止するための取組が重要であることから、個人の様々な生き方に沿った切れ目ない支援が必要となっています。

このようなことから、高齢者、障がいのある人、外国人、性的マイノリティ*の人々が安心して暮らせるよう、多様化する生活形態や家族形態に対応する環境整備を進めてきました。

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】平成30年度の主な実績

■ 子育てに係る経済的負担の軽減（こども課）

- 子ども（乳幼児）医療費助成事業 対象者：中学校修了まで 自己負担：350円／月
- 児童手当給付事業 対象者：中学校修了までの児童を養育している方
- 保育料軽減の維持～国基準額の約80%

■ 児童虐待防止に向けた対策の推進（こども課）

- 要保護児童対策地域協議会の開催
- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援事業、児童相談

■ 地域社会全体で子どもを育む支援体制の整備（文化生涯学習課、こども課）

- 放課後子ども教室 実施教室数 7教室 利用者数212人
- ファミリー・サポート・センター事業 実施機関：NPO法人こども遊センター
サポート件数：266件

■ ひとり親家庭の就業環境の充実（こども課）

- 高等技能訓練促進費等事業（利用者13人）
- 自立支援教育訓練給付金事業（利用者5人）

■ 高齢者の自立した生活を支えるサービスの充実（高齢者あんしん課）

車椅子の移動が容易にできるよう、申請に応じて洋式便器の取替えや扉を改装したり、浴槽内の移動が安全に行えるよう、床材を防滑シートへ変更するなどの環境整備に務めた。

■ 多様な生活形態を支援する広報・啓発の推進（福祉課、地域コミュニティ課）

- 日向市障がい者センターでの「おはなしサロン」開催（計3回、延べ参加者380人）
（平成29年度実績：1回：参加者150人）

■ 障がいのある人への生活支援（福祉課）

障がいのある人から寄せられた「困りごと」や「生活しづらさ」の解消に向けて、多機関の関係者で自立した生活の支援に向けて取り組んだ。

■ 外出支援の環境づくりの充実（総合政策課）

- ぷらっとバス+南部ぷらっとバス 利用者数：67,562人、運行日数：295日（週6日）
- 乗合バス東郷 利用者数：3,640人、運行日数：239日（週5日）
- 乗合バス南部 利用者数：1,254人、運行日数：142日（週3日）

■ 消費者啓発事業（市民課）

- 消費生活出前講座（22回）参加者：663人
- 消費生活講演会（1回）参加者：52人
- 啓発活動（6回）
- 消費者問題相談件数：283件

- 消費生活情報紙「カモちゃんニュース」の発行 随時（4回）
- FMひゅうが番組「あなたのここが心配」による消費生活情報発信（8回）

■ **外国人が安心して暮らせる環境の整備（地域コミュニティ課）**

市ホームページの防災情報、防災マップの情報を英語に翻訳し、外国人住民が日頃から災害発生時に備えられるよう対応を行った。

■ **性的マイノリティへ*の理解促進のための啓発及び支援（地域コミュニティ課）**

LGBTの社会運動を象徴するレインボーフラッグを全庁的に掲示し、市職員を中心に性的少数者への理解促進を図った。庁内及び出前研修の実施：全49回 参加者：延べ1,131人

（主な現状と課題）

- 支援制度への認知度がまだ低い。引き続き介護支援専門員や住宅改修業者を通じて周知を図る必要がある。（高齢者あんしん課）
- 障がいのある方から寄せられる「困りごと」や「生活しづらさ」は複雑かつ多様化しており、解消には時間を要している。多機関の関係者で支援することと並行しながら、新たな社会資源の発掘も必要である。（福祉課）
- ぷらっとバス、乗合バスすべての路線において、利用者減となった。理由としては、需要が低下したことや、他の交通手段の確保が推測できる。今後とも安全教育研修や接遇等の研修を充実させながら、サービスの向上に努めていきたい。（総合政策課）
- 消費者啓発事業においては、出前講座、消費生活講演会、情報誌の発行、FMラジオの活用など啓発業務について積極的な展開をしているが、相談員の業務に総合案内業務が兼務されていることから、日程調整が困難な場合がある。（市民課）
- 災害発生時には、国際交流員が外国人に対し個別に情報発信している状況のため、全ての外国人に広く周知するための効率的な手段を考えていく必要がある。（地域コミュニティ課）

主要課題5 数値目標

	項目	現状 平成27年度	実績 平成29年度	実績 平成30年度	達成率	目標値 令和3年度	数値の 調査方法	数値の 公表頻度
12	ファミリー・サポート・センター年間利用者数	336人	229人	266人	66.5%	400人	子ども課 実績データ	毎年
13	高等職業訓練促進給付受給者の就職率	100%	100%	100%	100.0%	100%	子ども課 実績データ	毎年
14	児童虐待防止に関する啓発活動の回数	3回	3回	2回	40.0%	5回	子ども課 実績データ	毎年
15	就労移行支援事業などの利用者数	277人	136人	156人	51.0%	306人	福祉課実績データ	毎年
16	地域で自主的に開催している介護予防教室の数	5か所	56か所	71か所	142.0%	50か所	高齢者あんしん課 実績データ	毎年

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍

主要課題6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

多様化・高度化する地域課題の解決に向けては、様々な立場の市民の声を反映していくことが必要であり、政策・方針決定過程における男女共同参画を進めることは大変有効な手段です。女性の政策・方針決定過程への参画は近年進みつつあるものの、その状況は、まだまだ十分とは言えないことから、各種研修等を通じて一人ひとりの意識改革や人材育成に努めています。

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】平成30年度の主な実績

■ 審議会等への女性の参画の拡大（地域コミュニティ課、関係各課）

平成30年4月1日現在、審議会等に占める女性委員の割合は26.5%（目標値40%）

■ 農業関係審議会等における女性参画の推進（農業畜産課、農業委員会）

「人・農地プラン」審議にあたり、同プラン作成検討会議では委員14人中女性5人（うち女性農業者4人）を選任。日向市環境保全型農業推進協議会において委員11人中女性4人（うち女性農業者3人）を選任し、多様な意見の反映に努めた。

■ 女性認定農業者の育成（農業畜産課、農業委員会）

市認定農業者157経営体のうち、女性経営主6経営体、女性を含む共同申請6経営体

■ パートナーとしての経営参画の支援（農業委員会）

女性農業委員2名に対して、女性農業会議等が主催する集会や県内外研修会への参加を支援した。

（主な現状と課題）

- 研修会等の縮小により参加者が減少している現状。農山村女性会議への若手女性の加入が今後の課題である。（農業畜産課）
- 経営に参画している女性が多いが、共同申請する経営体は少ない現状。共同申請のメリットを情報提供していく必要がある。（農業畜産課）
- 審議会委員の女性割合は徐々に向上しているものの、目標値には及んでいない。女性委員登用に向けた課題等の分析と積極的な取組が必要である。（地域コミュニティ課）

主要課題6 数値目標

	項目	現状 平成27年度	実績 平成29年度	実績 平成30年度	達成率	目標値 令和3年度	数値の 調査方法	数値の 公表頻度
17	審議会等委員に占める女性の割合	22.9%	26.1%	26.5%	66.3%	40%	地域コミュニティ課データ	毎年
18	市の職員の係長職以上に占める女性の割合	19.9%	20.0%	21.8%	87.2%	25%	職員課データ	毎年
19	女性認定農業者数	6人	12人	14人	175.0%	8人	認定農業者及び認定新規就農者の認定状況の把握（農業畜産課）	毎年

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍

主要課題7 男女共同参画の視点に立った地域づくり・防災体制の推進

本市では、多様化・高度化する地域課題の解決に向けて、多様な主体との協働による地域づくりを進めています。また、防災分野においても、生活者の多様な視点を反映した防災対策が重要であることから、様々な被災での教訓を踏まえ、性別にかかわらず、一人ひとりの人権尊重を基盤とする『男女共同参画の視点』の導入と協働による地域づくり・防災体制の推進に取り組んできました。

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】平成30年度の主な実績

■ 放課後児童対策の充実（こども課、文化生涯学習課）

○児童館事業 実施機関：日知屋児童センター、大王谷児童館

○放課後児童健全育成事業（児童クラブ）市内10カ所で実施

対象：小学1～3年生 定員380人

○放課後子ども教室推進事業 7教室 利用者数212人

- **子どもを見守るための地域の連携・活動の促進**（市民課、学校教育課、文化生涯学習課）
警察等の関係機関と連携し、街頭啓発等を実施した。（年間3回、参加者延べ80名）
 - ①春の街頭啓発キャンペーン（4月）（マルイチ財光寺店駐車場）
 - ②秋の街頭啓発キャンペーン（9月）（イオン日向店）
 - ③新春のつどい・110番の日合同イベント（1月）（マルイチ財光寺店駐車場）

- **地域交流の促進**（地域コミュニティ課、文化生涯学習課、学校教育課）
 - 協働のまちづくりニュース発行（年3回）
 - 日向市区長公民館長連合会と連携した区加入促進への取組（区加入強化月間：6月～7月）
未加入世帯訪問件数：1,510件（うち加入件数：143世帯）

- **市民活動団体リーダー養成事業**（地域コミュニティ課）
 - ひまわり基金人財づくり事業（日向ドラゴンアカデミー）
受講対象者：市内外の若者を対象 参加者：18人（男性14人、女性4人）
講座回数：5回

- **防災対策における男女共同参画の推進**（防災推進課）
台風接近や秋雨前線の大雨に備えて避難所を4回開設し、いずれも担当職員に女性を配置した。日向市備蓄計画に基づき、食糧や水のほか、粉ミルクや哺乳ボトルを購入した。

- **地域における防災意識の向上**（防災推進課）
避難所のプライバシー確保のため、企業と簡易間仕切りセット譲与の協定を締結し、サンプルを市総合防災訓練などで展示した。また、避難者の自主的な運営を促す「避難所運営マニュアル」を策定した。

- **消防団の充実**（消防本部）
 - 事業名：日向市消防団、婦人防火クラブ（1年を通して活動）
参加者数：女性消防部員数 22名（前年比2名増）婦人防火クラブ 10名

- **環境保全に関する学習機会の提供**（環境政策課）
 - 出前講座 17件 参加者： 819人
 - 施設見学 2件 参加者： 140人
 - 職場体験 20件 参加者： 53人 計39件 参加者：1,012人

- **観光ボランティアガイドの養成**（観光交流課）
 - 九州観光ボランティアガイド大会への参加
 - 九州観光ボランティアガイド研修会（大分県）への参加 参加者3人
 - 中国文化インバウンド研修（日向市文化交流センター・美々津・馬ヶ背）参加者28人

（主な現状と課題）

- 街頭啓発等は、協議会委員のほか、交通安全協会、交通指導員連絡協議会、自主防犯ボランティア団体等にも協力依頼をして実施している。課題としては、委員によって参加の度合いに偏りが見られる点である。（市民課）
- 避難所運営マニュアルについては、自主防災会などを通じて周知するとともに、避難所運営訓練で地域の実情に応じた検証と見直しを行っていく。（防災推進課）
- 消防団は、男性同様、女性の入団者が少なく人員を増やすのに苦労している。また、高齢化も進んでいる。（消防本部）
- 現時点でボランティアガイドの会員数は30名で、そのうち男性が10名、女性が20名所属している。そのメンバーは育児を終え仕事を退職した年齢層が多く、高齢化が課題である。持続可能な活動を推進していくためにも、他の年齢層も参加できるような工夫が必要である。（観光交流課）

主要課題7 数値目標

	項目	現状 平成27年度	実績 平成29年度	実績 平成30年度	達成率	目標値 令和3年度	数値の 調査方法	数値の 公表頻度
20	男女共同参画社会づくり推進ルームで開催する地域づくり・防災講座の受講者数	18人	36人	25人	50.0%	50人	地域コミュニティ課実績データ	毎年
21	消防団実員数に占める女性の割合	2.0%	2.0%	2.4%	48.0%	5%	消防本部データ	毎年

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

主要課題8 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備

（「第2次日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」）

配偶者等からの暴力（DV）*は、被害者の人権を著しく侵害する行為であり、暴力の背景には、社会全体として根強く残る固定的な性別役割分担意識、経済力の格差、上下関係などがあり、個人の問題ではなく社会的性別（ジェンダー）*に由来する構造的な問題であるという認識が必要です。

また、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）*の拡がりから、交際相手からの暴力、性犯罪も多様化しています。

こうした状況を踏まえ、暴力を生まないための予防教育をはじめ、暴力を容認しない社会環境の整備等、暴力の根絶のための基盤づくりの強化を図るとともに、県及び関係機関・団体と連携した取組を進めてきました。

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】平成30年度の主な実績

I 暴力を許さない社会づくり

1 暴力を許さない人権教育・啓発の推進

■ 家庭教育における人権教育の促進（地域コミュニティ課、文化生涯学習課）

家庭教育学級に対し出前講座の活用と人権教育への取組を求めた。取組学級数：11学級

■ 職場における人権教育の促進（地域コミュニティ課）

企業に対し「人権・同和問題市民講演会」や「人権について考える市民の集い」等への参加を呼びかけた。

■ 多様な機会を捉えた広報・啓発の推進（地域コミュニティ課）

○「女性に対する暴力をなくす週間」（11月12日～25日）啓発活動（街頭啓発、パネル展）

○広報紙「さんぴあ」発行（特集記事）

○市成人式でのリーフレット配布（デートDV*）

○さんぴあ主催DV講座開催（11月）

2 配偶者等からの暴力に対する理解の促進

■ 講演会や研修会の開催による啓発の実施（地域コミュニティ課）

○さんぴあDV講座（11月17日：参加者：22人）講師：日向市男女共同参画相談員

■ 書籍やDVD等の関連情報の整備・提供（図書館、地域コミュニティ課）

○関連展示に併せた図書展示 女性に対する暴力をなくす運動期間（11月27日～12月9日）

○推進ルーム（さんぴあ）での書籍やビデオ貸出

3 デートDVの防止に向けた教育・啓発の推進

■ デートDV防止に関する広報・啓発の実施（地域コミュニティ課）

■ 教育・保健医療関係者、警察、相談機関の職員を対象とした研修の実施

(地域コミュニティ課)

県作成のリーフレットを学校や成人式で配布し、情報提供と啓発に努めた。

II 安心して相談できる体制の確立

4 相談体制の整備と充実

■ 安心して相談できる環境・相談体制の整備

(地域コミュニティ課、市民課、福祉課、高齢者あんしん課、学校教育課、こども課)

- 女性相談室の設置。相談室内でのプライバシー保護、定例連絡会での情報共有
- 人権相談 9回13会場、行政相談 20回20会場、無料法律相談 12回(月1回)1会場
- 市障がい者センター「あいとぴあ」で相談室を開設(毎週土曜日)
- 地域包括支援センター、民生委員・児童委員、警察等と連携した高齢者虐待相談への対応
- スクールアシスタントの配置 中学校4校
- スクールカウンセラーの配置 全中学校
- スクールソーシャルワーカーの活用 中学校を中心に、延べ800時間
- 児童相談・児童虐待相談対応の社会福祉士と保育士、保健師、家庭児童相談員、発達障がい児相談員、安全確認等対応職員、母子保健業務対応職員を配置し、関係機関や行政職員と連携しながら、保護者に対して、専門的な相談体制を整え支援を行った。

■ 被害者への各種相談窓口の周知(地域コミュニティ課)

- 街頭啓発の実施(11月)、公共施設でリーフレット配布

■ 障がいのある人・外国人への対応が可能な相談機関等の情報提供(地域コミュニティ課)

- 庁内担当部署での連携・情報共有
 - ・障がい者対応(福祉課)・高齢者対応(高齢者あんしん課)
 - ・外国人対応(地域コミュニティ課)

■ 支援関係機関の職務関係者を対象とした研修の実施(地域コミュニティ課)

■ 市担当職員を対象とした研修の実施(地域コミュニティ課)

- 県女性相談所主催研修への参加
 - ・DV被害者保護支援担当者研修(6月)・DV被害者保護支援ネットワーク会議(11月)
- 市主催研修会の開催
 - ・日向地区DV相談関係機関ネットワーク会議(3月)

5 被害者の立場に立った関係機関との連携の強化

■ 日向地区DVネットワーク会議を始め関係機関・団体との連携強化(地域コミュニティ課)

- 日向地区DV相談関係機関ネットワーク会議の開催(3月)

■ 庁内関係各課の連携体制の強化(地域コミュニティ課)

関係課及び警察と連携し、事例に沿ったケース会議を複数回実施した。

6 苦情等への適切な対応体制の整備

■ 申出への対応体制の整備(地域コミュニティ課)

関係課及び警察と連携し、事例に沿ったケース会議を複数回実施した(事業115と関連)

III 被害者の安全と安心の確保

7 被害者の保護と安全確保

■ 被害者の一時避難への支援(地域コミュニティ課)

被害者の緊急避難にかかる宿泊費等の補助。対応実績なし(平成29年度1件)。

■ 消防（救急）機関における配偶者等からの暴力被害者への応急対応（消防本部）

○救急車要請による傷病者搬送 出動件数：4件 搬送人員：4名（女性）

8 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用

■ 配偶者暴力防止法に基づく通報制度及び児童虐待防止法に基づく通告制度の広報

（地域コミュニティ課、こども課）

○「女性に対する暴力をなくす週間」（11月12日～25日）啓発活動（街頭啓発、パネル展）

○広報紙「さんぴあ」発行（特集記事）

○市成人式でのリーフレット配布（デートDV*）

○さんぴあ主催のDV講座（11月17日）を開催した市民啓発、アンケート等での意識調査

○児童虐待防止法に基づく啓発 実施機会：11月の児童虐待防止推進月間やイベント等（七夕まつり、オレンジリボンリレーなど）

○出前講座2回、人権講座での講話1回

■ 被害者の安全確保を図るための情報提供及び支援（地域コミュニティ課）

住民基本台帳の支援措置をはじめとする各種支援制度を活用し、関係機関同士で連携しながら被害者の安全確保に努めた。

■ 保護命令制度*の広報と被害者への利用支援（地域コミュニティ課）

11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間でパンフレット等を配布し市民への啓発を行うとともに、相談対応において安全確保策の有効な手段として本制度の活用を支援した。

■ 住民基本台帳事務における支援措置制度*の適切な運用（市民課）

住民基本台帳事務における支援措置制度を受けている方は109件（3月末現在）。制度への相談は月に10件ほどあり、窓口業務及び給付関係部署と連携した対応に努めている。

■ 医療保険制度の適切な運用（国民健康保険課）

被害者の情報が加害者に伝わらないよう日ごろから留意し、支援措置対象者の窓口対応時には、来庁者と対象者との関係性を市民課に確認したうえで、手続きを行っている。また、医療費通知を発送する際には、支援措置対象者にかかる通知書の引き抜き等を実施し、被害者の情報が流出しないよう努めた。

9 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援

■ 地域における子どもの見守りの促進（地域コミュニティ課、こども課、学校教育課）

要保護児童対策地域協議会の充実を図り、より地域に根ざした支援を行うために、中学校6校区毎に同協議会中学校校区部会を開催（6校区毎に年3回）し、関係機関との連携を図った。

■ 学校や幼稚園、保育所、児童クラブ等への就学や入所等の支援（こども課、学校教育課）

保護者等の相談があった際は関係機関と協議しながら、区域外通学や校区外通学制度を利用し、入学・転学時に不利益が生じないように対応している。

10 早期発見・未然防止のための仕組みづくり

■ 地域における民生委員・児童委員や人権擁護委員等による早期発見（市民課、福祉課）

○人権相談 9回13会場

○行政相談 20回20会場 各相談日程については「広報ひゅうが」に掲載

○民生委員児童委員は、見守りや行政関係等へのつなぎ役としての活動を行っている。

■ 育児・介護サービスの提供者による早期発見（高齢者あんしん課、福祉課、こども課）

必要に応じて、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、警察等と連携し、虐待の未然防止、虐待があった場合の対象者のケアなどに取り組んでいる。

○日向市障がい者虐待防止連絡会

開催日：11月27日 会場：市役所 参加者：委員11人（男9, 女2）職員6人

1 1 支援者の安全確保

■ 支援者の個人情報管理の徹底（関係各課）

■ 警察との連携・協力（地域コミュニティ課）

■ 支援者などの安全確保を図るための情報提供及び支援（地域コミュニティ課）

関係各課で個人情報管理に留意し、警察と連携しながら、被害者の安全確保に努めた。

IV 被害者への生活再建支援

1 2 安定した暮らしを守るための生活・経済的支援

■ 生活保護等の援護制度の活用（福祉課）

○生活保護の面接相談業務 相談件数：延べ362件（実数193世帯）

※面接相談員2人で対応。

※相談者の多くが複合的な課題を抱えているため、庁内外の関係機関と連携しながら助言・支援を行い、要保護世帯からは生活保護申請を受理した。相談ケースではDV事案も確認され、その都度関係課が協力して面接相談を行った。

■ 各種保育サービスの情報提供・利用支援窓口（こども課）

○各種保育サービスの情報提供

・子育て応援ハンドブック、市広報、HP等でのPR

・チラシ等で日向市子育て世代包括支援センター、産前・産後サポート事業の紹介

■ 自立困難な被害者への対応（福祉課、こども課、地域コミュニティ課）

市内相談支援事業所の相談支援専門員と行政、障がい福祉サービス提供事業所等が連携して障がい福祉サービスのうち、施設入所支援の相談及び支援を実施。

○市内障がい福祉施設（施設入所支援）3カ所 利用者数1,272人（年間延べ数）

○母子生活支援施設入所への支援 1件

1 3 住宅確保のための支援

■ 市営住宅への優先入居（建築住宅課）

相談件数：6件 うち入居件数：3件（DVによるもの）

（主な現状と課題）

○小中学校管内研修は、新任教職員や新人市職員に対して日向市の人権・同和問題の取組を伝える効果的な研修となった。平成30年度の取組を継続するとともに、児童虐待の視点も踏まえた教職員向け研修会を実施していきたい。（学校教育課）

○無料法律相談は、毎回、キャンセル待ちがあるなど多数の相談がある。一方、人権・行政相談については、市民への周知啓発を行っているが、相談件数は少ない状況である。（市民課）

○市障がい者センター「あいとぴあ」で定期的開設している相談室に寄せられる相談は少なく、相談室の存在そのものを知らない市民が多いと思われるため、市広報等を通じて、市民に周知を図っていく。（福祉課）

○家庭内や事業所等での虐待を把握するため、担当課や地域包括支援センター等の相談窓口の周知を図り、適切な対応を行うことができるよう努める。（高齢者あんしん課）

主要課題8 数値目標

	項目	現状 平成27年度	実績 平成29年度	実績 平成30年度	達成率	目標値 令和3年度	数値の 調査方法	数値の 公表頻度
22	DV被害を受けた人のうち、誰かに相談した人の割合	男性 39.1% 女性 60.3%	—	—	—	男性 50.0% 女性 70.0%	市民意識調査 (地域コミュニティ課)	5年ごと (次回令和2年度)
23	配偶者・交際相手に対して「誰のおかげで生活できるんだ」など侮辱する行為を暴力と認識している人の割合	57.3%	—	—	—	70%	市民意識調査 (地域コミュニティ課)	5年ごと (次回令和2年度)
24	デートDV防止講座の実施回数	1回	0回	1回	33.3%	3回	地域コミュニティ課実績調査	毎年

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

主要課題9 セクシュアルハラスメント及び性犯罪の防止

セクシュアルハラスメント*は、被害者の人権を著しく侵害する行為であり、本市の条例においても、男女共同参画社会の形成を阻害する権利侵害として明示しています。

こうした権利侵害を容認しない社会環境の整備等の基盤づくりに向けては、関係機関と連携した広報・啓発に取り組むとともに、職場としての市役所や教育現場での相談対応の充実を図りながら、総合的な防止対策を進めてきました。

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】 平成30年度の主な実績

■ 教育の場におけるセクシュアルハラスメント相談事業（学校教育課）

コンプライアンス対策員（教頭）の配置・対応

■ セクシュアルハラスメントの防止に向けた広報・啓発の充実

（地域コミュニティ課、商工港湾課）

■ 関係機関との連携（地域コミュニティ課、商工港湾課）

- 推進ルーム（さんぴあ）での書籍やビデオ貸出
- 国・県主催講座案内や各種リーフレットを配置
- 県が実施する労働に関する相談窓口設置について市HPでの周知

（主な現状と課題）

- 早急にセクシャルハラスメント防止要綱の制定が必要である。（職員課）
- コンプライアンス対策員（教頭）に相談しやすい体制づくりの充実に努める。（学校教育課）
- 商工会議所等の企業と関わりのある施設とパンフレット等を共有することで情報の周知を図っている。今後とも関係機関と連携しながら効率的な情報提供に努めたい。（商工港湾課）
- 国や県からの情報提供を行う以外に具体的な啓発は行っていない。推進ルームの活用も含めて市民への意識付けとなる取組を考えていく必要がある。（地域コミュニティ課）

主要課題9 数値目標

	項目	現状 平成27年度	実績 平成29年度	実績 平成30年度	達成率	目標値 令和3年度	数値の 調査方法	数値の 公表頻度
25	セクシュアルハラスメント及び性犯罪防止に関する広報活動	—	2回	2回	66.7%	3回	地域コミュニティ課実績データ	毎年

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

主要課題10 生涯を通じた心身の健康保持の支援

男女が互いに身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成を促し、また心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することは、生涯を通じた健康の享受につながるものです。

特に女性は、妊娠や出産をする可能性があり、その生涯を通して、男性とは異なる心身及びその健康上の問題に直面するため、人権尊重の視点から多様なライフスタイル・ライフステージに応じた支援が必要だという認識のもと、性別に関係なく全ての人が、その生涯を通して身体的・精神的・社会的に良好な状態を享受することができるよう様々な支援を行ってきました。

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】平成30年度の主な実績

- **発達段階に応じた性教育の推進**（学校教育課）
 - 性教育の指導（対象：全小・中学校）学級活動を中心に年間3～5時間
- **健康づくりに対する意識の向上**（いきいき健康課、学校教育課、文化生涯学習課、こども課）
 - 各種検（健）診に関する啓発や健康づくりに関する講話：高齢者学級、就学時健診
 - ※就学時健診の場を利用した「がん教育」（保護者への啓発）など
 - 学校保健委員会等での啓発活動
 - 学校保健大会で保護者、教職員を対象にがん教育についての講演を実施
 - 専門機関による性に関する講演会（中学校）
 - 性教育授業（全小・中学校）
 - 自主学級における健康に関する学習
家庭教育学級：14学級、高齢者学級・女性学級：18学級
- **健康教育・相談体制の周知**（いきいき健康課）
 - 健康教育 高齢者クラブ・高齢者 28回（480人） 70・75歳説明会 19回（473人）
その他の団体（就学時健診、自主学級等） 20回（941人）
 - 健康相談 随時対応
- **各種検診・健診の受診率向上**（いきいき健康課）
 - がん検診、国保特定健診、長寿健診、若年者・生保健診 実施時期：5月～平成31年2月
実施方法：個別検（健）診（市内医療機関） 集団検（健）診
 - 未受診者への受診勧奨
 - 大腸がん検診での郵便検診
 - ひまわりタイムやFMひゅうが、市の広報誌、庁舎ロビーでの展示などでの検（健）診PR
- **食育の推進**（いきいき健康課、学校教育課）
 - おやこの食育教室 開催数：6回 参加者：子ども107人 大人57人
 - 「健康まつり」で食育コーナーを実施
 - 食育担当者会の実施
 - 栄養教諭による出前授業の実施
 - 「弁当の日」の実施
- **食生活改善推進事業**（いきいき健康課）
 - 生活習慣病予防教室 ほか開催数：8回 参加者：男性 18人 女性98人
 - 低栄養予防教室 開催数：14回 参加者：男性 22人 女性 203人
高齢者世帯への訪問：429人
 - 「推進員だより」の発行
- **健康づくり推進事業**（いきいき健康課）

担当地区の保健師・栄養士が各区長会等へ出向き、地区活動の計画や検（健）診PRを実施。

健診結果に基づき、特定健診保健指導や重症化予防、血糖値二次精密検査等の対象者に対して、保健師や栄養士が個別に保健指導を実施。

■ **青少年健全育成事業（文化生涯学習課）**

○「白いポスト運動」による環境浄化推進 実施回数：5回 回収数：319件

■ **飲酒、喫煙、薬物乱用等をさせない環境の整備（文化生涯学習課、学校教育課）**

○青少年指導員による見回り活動 166回、583名

○飲酒、喫煙、薬物乱用等の影響や勧められた時の断り方等の理解を促す学習の実施

■ **生涯スポーツ振興の推進（スポーツ振興課）**

市主催のスポーツ教室の開催（6教室）（夏休み親子スポーツ教室、バランスウォーキング教室、健康とスポーツ教室（春・秋）、キッズ体力向上プロジェクト、バリアフリースポーツ教室）開催数：延べ45回 参加者：延べ889名

（主な現状と課題）

- がん教育については、講演会や教職員を対象とした研修会を実施し、取組を進めている。養護教諭や保健主事部会とも連携しながら、児童生徒や保護者の健康意識の向上に努める。（学校教育課）
- 食育の推進においては、栄養教諭による出前授業をより充実させるため、栄養教諭と学校との連携を支援する必要がある。（学校教育課）
- 各種健診においては、若い世代は健康への関心、健（検）診の受診率ともに低い。また、健康教育・相談についても高齢者が中心で、若い世代の参加者が少ない。昨年未受診だが不定期に受診される方に焦点を絞って受診勧奨を実施したものの、思うほど受診者は伸びなかった。大腸がん検診の郵便検診利用者数は、クーポン対象者の利用を含め昨年度より増加した。（いきいき健康課）
- 食育教室については、健康意識の高い人が多いため、無関心層に対する啓発が必要である。（いきいき健康課）
- 食生活改善推進員については、高齢化に伴い、数が年々減少している。推進員の居住地域に活動が集中し、活動地域に偏りがあることも課題であることから、「推進員だより」を発行して推進員活動のPRに努めている。（いきいき健康課）

主要課題10 数値目標

	項目	現状 平成27年度	実績 平成29年度	実績 平成30年度	達成率	目標値 令和3年度	数値の 調査方法	数値の 公表頻度
26	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供	1回	0回	1回	33.3%	3回	地域コミュニティ課実績データ	毎年
27	子宮がん検診受診率※	16.3%	17.3%	17.7%	35.4%	50.0%	いきいき健康課実績データ	毎年
28	乳がん検診受診率※	18.4%	17.3%	16.7%	33.4%	50.0%	いきいき健康課実績データ	毎年
29	特定健康診査受診率	31.3%	31.8%	31.9%	53.2%	60.0%	いきいき健康課実績データ	毎年

※がん検診の算定基準変更に伴い、プラン策定時からの現状値を修正。併せて、目標値も設定し直した（平成29年度実績以降）。

5 総括

本市では、性別にかかわらず、その能力と個性を發揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、平成29年3月に「第5次日向市男女共同参画プラン」を策定しました。この間、プランに沿った各事業（全163事業）を実施し、平成30年度が実施2年目となりました。

プランを推進する上では、男女共同参画社会の促進に直接的・間接的に影響を及ぼす事業について「男女共同参画の視点」を持って取り組むことで本来の事業成果を得るだけでなく、男女共同参画社会の形成につながる推進体制の機能強化が期待できることから、本報告書の総括として、基本目標ごとに設けた数値目標への評価を付記し、次年度施策の推進につなげていくこととします。

【基本目標Ⅰ】「男女共同参画社会に向けた基盤整備」 [主要課題1～3]

「男女共同参画社会づくり推進ルームが主催する講座の受講者数」は、昨年度より参加者数が増加しました。主催講座の他に企業や学校への出前講座を積極的に行ったことが成果につながっています。「よのなか教室の実施校」においては、目標値達成を踏まえ、今後さらに家庭・学校・職場・地域が相互に連携した学習機会の充実につながることが期待されます。一方で、「市（役所）の男性職員の配偶者出産休暇の平均取得日数」と「市（役所）の男性職員の育児参加のための休暇又は育児休業の取得割合」は、いずれも昨年度を下回る結果となりましたが、職員同士で理解を深めながら、多様な働き方を尊重し合える環境づくりに努めていく必要があります。

【基本目標Ⅱ】 あらゆる分野における女性の活躍 [主要課題4～7]

全体的な数値は前年度の目標値を上回っており、『仕事と家庭の両立宣言』を行う企業数も増加傾向で、ワーク・ライフ・バランスに向けた企業の取組が伺えます。「地域で自主的に開催している介護予防教室の数」は、総合計画重点施策の一つとして関連機関と連携して取り組んだ効果もあり、目標を上回る実績となりました。

また、「女性認定農業者数」の目標値達成をはじめ、「市の職員の係長職以上に占める女性の割合」や「消防団実員数に占める女性の割合」も上昇しました。一方で、「審議会等委員に占める女性の割合」は目標値の40%には及ばない厳しい状況にあります。多様化・複雑化する地域課題に対応していくためには、男女が社会の対等な構成員であるという認識のもとに、多様な人材・視点を施策に反映できるよう、従来の構成員や規約等の見直しに努めていく必要があります。

【基本目標Ⅲ】 安全・安心な暮らしの実現 [主要課題8～10]

あらゆる形態の暴力の防止と救済に向けては、暴力を生まないための予防教育が大切であり、学校における人権尊重の意識を高める教育の推進を始め、若い世代への啓発・教育が重要です。「デートDV防止講座の実施回数」では、高校生を対象とした出前講座を1回開催しました。今後も暴力の加害者や被害者にならない対等な関係づくりに向けた取組が求められています。

また、各種健診受診率については、「乳がん検診受診率」が前年を下回ったものの、その他は前年より微増傾向にあります。全体的に若い世代の受診率低迷が課題視される中、多様なライフスタイルを尊重しながら、生涯を通じて心身の健康を保持増進できるよう、今後も関係機関で連携した支援に努めていく必要があります。

【資料】用語解説（本文中に「＊」表示がある用語）

用語	内容
家族経営協定	<p>農業に従事する家族構成員が対等に経営に参画するため、経営方針や報酬、労働時間や休日及び構成員の役割分担などを明記した協定。</p>
住民基本台帳事務における支援措置制度	<p>配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の方（以下「DV等被害者」）が、申出によって、住民票の写し等の交付等を制限できる制度。</p> <p>DV等被害者の方については、市区町村に対して本制度を申し出て、「DV等支援対象者」となることにより、加害者からの「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票（除票を含む）の写し等の交付」、「戸籍の附票（除票を含む）の写しの交付」の請求・申出があっても、これを制限する（拒否する）措置が講じられる。</p>
女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」	<p>働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表に関し、国や地方公共団体は、特定事業主として義務付けられている。</p>
ジェンダー	<p>「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）」という。ジェンダーは、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。</p>
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	<p>誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態。</p>
性的マイノリティ	<p>身体の性と心の性が一致せず、身体の性に持続的に違和感を持つ状態（性同一性障がい）にある人、恋愛や性愛の対象（性的指向）が同性または両性である人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人など、またはそうした状態のこと。ただし、性のあり方は様々であり、これ以外の人または状態を含めて表す場合もある。</p>

セクシュアルハラスメント	職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなること。
ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型サービスのこと。
デートDV	結婚していない交際中の男女間で起こる暴力のこと。
配偶者等からの暴力（DV） （ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や婚姻関係にあった相手、事実婚の相手、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力のこと。身体に対する暴力だけでなくこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も含む。
ファミリー・サポート・センター	サービスを提供したい者と受けたい者が会員となり、保育所への送迎や保育時間外の保育などを有償で行う相互援助組織。
保護命令制度	被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、裁判所が被害者からの申し立てにより、身体に対する暴力等をふるった配偶者や元配偶者に対し、一定期間、被害者を始め被害者の子どもや親族へのつきまとい行為等の禁止や被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去等を命じるもので、その命令違反には刑罰が科される。
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の三つを構成要素とする複合的な能力のこと。